

10月1日から赤い羽根共同募金が始まります。
毎年多数の温かい募金をご協力頂きありがとうございます。

コロナ禍の中ではありますが、非接触になるように感染予防をしっかり行って街頭募金を行います。
 皆様の温かいご協力をお願い致します。(赤い羽根共同募金の使い道についてはP2をご覧ください)



目次

赤い羽根共同募金 P2
 除雪サービスのお知らせ P4
 ちょこっとお手伝いサービス「なんもだよ」 P5
 社協からのお知らせ P6
 愛情銀行について P8

2022年度
 恵庭市共同募金ピンバッジ
 ガーデンフェスタ
 ×
 赤い羽根

好評につき増版しました

恵庭市限定



赤い羽根共同募金

恵庭市限定



赤い羽根共同募金

赤い羽根共同募金

つながりをたやさない社会づくり ~あなたは一人じゃない~



今年も10月1日から赤い羽根共同募金が始まります!

昨年は皆様のご協力により、「**7,252,646円**」のあたたかい心が込められた募金が集まりました。

赤い羽根共同募金は、「自分の町を良くする仕組み」

“**恵庭市**”の様々な事業に活用されます。

今回は、皆様から集まった募金が何に使われているのかご紹介いたします。

赤い羽根共同募金って
何に使われてるのかな?



恵庭市内の福祉事業に!

地域の交流の場づくり



【ふれあいサロン事業】

福祉のまちづくり



【小地域ネットワーク事業】

次のページで
事業の一部を紹介します!
今回は、「ボランティアセ
ンター」についてです!



赤い羽根共同募金の使い道

集まった募金は、地域の様々な福祉事業や民間の福祉団体の貴重な財源として使用されます。

また、高齢者が安心して暮らせる地域づくりや、大規模な災害が起こった際に被災された人たちとボランティアをつなぐ災害ボランティアセンターの設置・運営支援等に役立てられています。

一人ひとりの募金によって、地域の福祉が支えられています。

ボランティアセンター

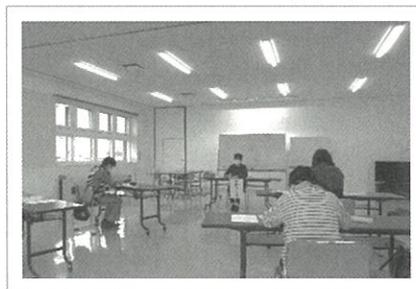
ボランティアセンターでは、皆様からの赤い羽根共同募金の助成金を使用し、様々なボランティア関係の事業を行っております。今回は一部を紹介します。



ボランティア体験プログラム

～ボランティアについて市民の皆様知ってもらうために～

手話、点字、朗読、要約筆記の体験を行う事業です。初心者向けなので、講師が一人一人丁寧に指導してくれます。
※今年度の申し込みや詳しい内容についてはP7をご覧ください。



児童・生徒のボランティア活動普及事業

～福祉教育の場づくりに～

市内の小・中・高校で行われている福祉体験や地域交流、ボランティア活動にかかる経費を助成しています。
車いす・高齢者疑似体験などの福祉体験を行うなど、高齢者や障がいのある方の理解を深めるための授業等を行っています。



他にも、恵庭市内で福祉活動を行う恵庭市白雪会・恵庭市子ども会育成連合会・恵庭市ことばを育てる親の会・恵庭市老人クラブ連合会・恵庭市手をつなぐ育成会など様々な団体の運営・交流事業のために使われているんだ！



そうか！赤い羽根共同募金は
“**恵庭市**”の高齢者・障がい者・大人も子どももみんなの暮らしを豊かにする仕組みとして使われるんだ！
だから赤い羽根共同募金は、
じぶんの町を良くするしくみ。
って言われるんだね！

10月1日から赤い羽根共同募金が始まります。
ご協力をお願いします。

赤い羽根共同募金



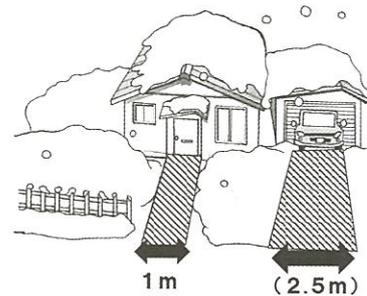


除雪サービスのお知らせ



除雪が困難なひとり暮らし高齢者世帯等の冬期間の生活路を確保することを目的とした事業です。

原則、恵庭市による道路除雪が行われた日(目安として10cm程度の積雪)に、当日の午前中に行います。



利用を希望する方は社会福祉協議会（32-0007）までご連絡ください。

利用できる方

①～③全ての要件を満たした場合に対象者となります

- ①市内に居住していること ※自宅以外(介護保険施設等)への居住は、原則対象となりません。
- ②世帯員全員が「65歳以上」であり「身体上の理由により自力除雪ができない」こと
※自力除雪の可否は、本人の疾病(通院・投薬)や既往歴、現在の身体状況を把握し判断します。
65歳未満の方は、障がい者手帳や介護認定の内容を、自力除雪可否の判断基準とします。
※除雪機・融雪槽・ロードヒーティングが使用できる場合は、原則対象となりません。
- ③他に除雪を依頼できないこと
※支援を依頼できる肉親(子・きょうだい等)や友人が同一町内にいる、500m以内に居住している場合は、原則対象となりません。

除雪の実施期間

令和4年11月から令和5年3月まで

除雪の範囲

玄関から公道まで概ね1m幅通路の確保を行います。

- ※自家用車を車庫に保管して、本人が使用している場合に限り、車庫前から公道まで概ね2.5m幅の除雪を行います。(物置として利用しているので車庫前除雪を希望したい等の、単に生活の利便性を向上させるための車庫前除雪は行いません。)
- ※市営住宅を含むアパート・マンション等の集合住宅の場合、他の居住者も使用する共用部分(階段等)の除雪は行いません。

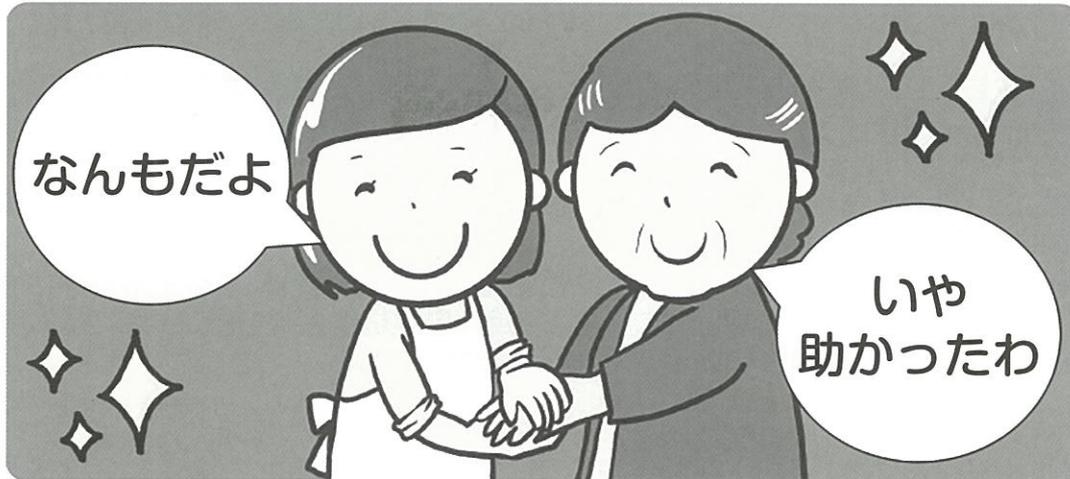
利用者負担額

世帯区分に応じた負担金をお支払いいただきます。
(一冬あたり)

①生活保護世帯	無料
②市民税非課税世帯	5,000円
③市民税課税世帯	10,000円

- ※令和5年2月1日以降に利用開始の場合、負担金は半額とします。
- ※利用がないまま中止した場合、全額返還します。(要申請)
- ※令和5年1月31日までに利用中止の場合、半額返還します。(要申請)

ちょこっとお手伝いサービス「なんもだよ」のお知らせ



恵庭市社協ではちょこっとお手伝いサービス「なんもだよ」を行っています。
このサービスは有償ボランティアで困っている方を支援する仕組みで、住民同士で助け合い
困り事を解決するものです。
社協では困っている方と支援する方のマッチング(結びつけ)を行います。
ご利用を希望する方、活動にご協力いただける方は社会福祉協議会(32-0007)までご
連絡ください。

ちょこっとお手伝いの内容

・電球交換 ・お庭の草取り、水やり ・窓ふき などなど
※介護保険制度など既存の公的サービスが利用できる場合は利用できません。

利用できる方

市内に在住する方のうち、(1)高齢者のみの世帯 (2)障がい者のみの世帯
(3)介護をされている世帯 (4)ひとり親、子育て世帯

利用料金

1回あたり30分で350円。最大2時間まで利用可能。
※ただし、除雪は別料金となり、玄関前除雪は1回1,400円。

協力者募集中です

市内に在住または市内に通勤・通学する方でこの事業を理解し、熱意を持って協力できる方を
募集しています。協力者へは30分350円(最大2時間まで)の活動費が支払われます。

利用時間

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時(土・日・祝・年末年始除く)※除雪については時間帯応相談となります。

えにわささ恵あいマップ～雪の処理編～完成のお知らせ

昨シーズン恵庭市内も大雪の被害に見舞われました。それに伴い本会にも屋根
の雪下ろし、排雪、玄関前の除雪等々の相談が大変多く寄せられました。

本会事業の「高齢者等除雪サービス事業」は高齢や障がい等で自力で除雪でき
ない方の玄関前から行道まで1m幅の除雪を行う事業であり、屋根の雪下ろしや
排雪は行っておりません。

そこで昨シーズンに多く寄せられた相談に対応している市内の事業者や団体の
協力で、除雪に関する情報誌「えにわささ恵あいマップ～雪の処理編～」を作成し
ました。

この情報誌では「玄関通路の除雪」、「道路除雪の置き雪除雪」、「屋根の雪下ろ
し」、「排雪」に雪の処理について分け情報を掲載しています。是非ご利用ください。

情報誌は本会ホームページ(<http://www.eniwa-syakyo.or.jp/>)からダウン
ロードができます。また、本会窓口でも配布しております。



社協からのお知らせ

生活支援相談窓口を設置しています

「失業してしまい収入がない」「家賃や水道光熱費等を滞納している」等生活の困りごとの相談をお受けします。

住居確保給付金(要件等は下記に記載)、生活福祉資金の貸付による生活費等の借入(貸付には要件があります)を計画に位置付ける等、自立した生活の見通しについて相談者の方と一緒に考えて計画を作成し支援を行います。

住居確保給付金について

失業等により収入が減少してしまったために家賃を支払えなくて滞納し、住居を失った方または失うおそれがある方を対象に家賃相当分を給付する(給付額には限度額があります)制度です。

申請は生活支援相談窓口でお受けし、給付金の送金は恵庭市(保健福祉部福祉課)が行います。

【主な対象要件】

- ① 離職等により生活に困窮し、住居を失った方または失うおそれがある方
 - ② 離職後2年以内。就業している個人の給与その他業務上の収入を得る機会が本人の都合によらず減少した方。
 - ③ 離職前に自らの労働により生計を維持していた方
 - ④ 就労能力及び常用就職の意欲があり、ハローワークで求職活動を行う方
- ①～④の他、収入基準や金融資産等により諸要件があります。

支給期間

原則3か月。誠実かつ熱心に就職活動を行う等一定の要件を満たすことで延長が可能です。

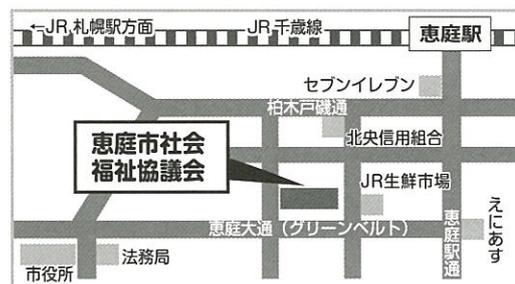
生活福祉資金貸付事業について

銀行等の他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談・支援により経済的自立と生活の安定を目指すことを目的とした貸付事業です。

生活福祉資金貸付事業の申請には諸要件があるほか審査に時間がかかります。詳しくはお電話でお問い合わせください。

相談予約・お問い合わせ先

恵庭市社会福祉協議会 恵庭市末広町124番地
TEL.33-9436 FAX.33-9709



令和4年度 ふれあい福祉まつりの中止について

例年、地域の皆様に福祉についてのご理解を深めていただくことを目的に「ふれあい福祉まつり」を開催しておりますが、今年度も新型コロナウイルス感染拡大が収まらないことから、福祉の増進に尽力された方や団体に対しその功績をたたえるための表彰式のみで開催とし、福祉団体などの出展・映画会・抽選会等は中止としました。

ご理解、ご協力をお願いいたします。



「令和元年度ふれあい福祉まつり」より

令和4年度ボランティア体験プログラムの開催について

「ボランティア活動って、どんなものがあるかわからない」という声が聞かれます。

ボランティア活動を実践しているの方々より、体験しやすいプログラムをご提供いただき、ボランティア活動を始めるきっかけづくり、障がい者への理解を深めることを目的として実施いたします。

○点訳コース	11月22日・11月29日・12月6日	全3回	10:00~11:00
○朗読コース	11月22日・11月29日・12月6日	全3回	14:00~15:00
○手話コース	11月24日・12月 1日・12月8日	全3回	19:00~20:00

参加希望される方は社会福祉協議会(電話:32-0007)まで申込下さい。

※なお、新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、中止する場合がありますので、ご了承願います。

ふれあいサロンコーナー 《第1回》

このコーナーでは、社協に登録しているふれあいサロンを順次紹介します。

今回は「サロンはるかぜ」です。サロンはるかぜは、2006年から始まったサロンで、今年で16年目になります。主な内容は、2012年から始めた、足と頭の体操の「ふまねっと」や、ずんどこ体操等の頭と体を使う内容を行っています。

活動日時や場所は下記のとおりですので、興味がある方は(社協32-0007)までお問合せ下さい。

サロンはるかぜ

日 時:月2回月曜日/10:00~11:30
場 所:恵み野憩の家



ふれあいサロンとは??

高齢者等の閉じこもり防止・生きがいづくりを目的とし、参加者が徒歩圏内で参加でき、茶話会や体操等を行う地域の集まりです。

恵庭市では59のサロンが社協に登録しております。



「えにわ社協だより」は共同募金の助成を受けて発行しています

次回の広報発行は令和4年12月予定です



ご寄付をありがとうございます
 恵庭市の地域福祉活動に幅広く活用させていただきます

令和4年6月～8月までに愛情銀行へ寄付をされました方々を紹介します (敬称略)

金銭預託

寺崎ケイ子、木村岩夫、國廣順子、馬場信一郎、山本幸憲、山本正之、山田一郎、菊地みどり、山下千代子、水本裕美子、鈴木雅彦、上田三雄、高橋昌幸、大塚茂伸、吉田茂明、出崎眞明、西館和佳夫、柴田節子、塚越次貴、木村幸治、谷敷麗子、長谷川秀壽、榎本美也子、渡邊ミチヨ、井本剛司、濱中須美子、齋藤律子、輪倉美威子、高松敏治、斉藤知、浅田洋子、竹生静子、木村悦子、汲田政生、中嶋幸夫、末広百寿会、PSビバレッジ

物品預託

(ペットボトルキャップ、リングプル、福祉用具、使用済み切手、テレカ等)

梶村ユキ、加茂、山田利喜夫、石田嗣雄、小田原久美子、田中真理子、中川恵美子、荒川佳代子・知子、村本忠義、上田充、前仏弘子、本田義治、源麻未、中島義幸、内山英雄、上野彬、佐々木晴雄、阿部笑子、砂澤淑子、原ミツ子、三ツ野千晶、粟井丈美、川上勝、小椋ノブ子、布施澄子、菅原正道、島貫隆、石塚達夫、吉富順子、江田町子、石川徹、一戸明裕、濱中須美子、藤原一宏、白幡るり子、三浦寿枝、川上月子、新穂みち子、米中正子、水谷キクヨ、恵庭市立図書館、ふる里えにわ、日栄重工、恵庭市体育協会、石上車輛(株)恵庭工場、東恵庭松恵クラブ、恵庭柏木中通郵便局一同、恵庭市役所、恵み野出張所、工房恵庭、白樺南町内会、恵庭まちづくり協同組合、文京町いきいき体操、島松小学校児童会、ワーカーズコープ、黄金南曙クラブ、ひまわりグループ、たよれーる中島・恵み野、山崎製パン(株)島松支所、恵庭商工会議所、ビューティーサロン・ライト、恵庭北高校ボランティア部、久保鮎、やまびこ作業所、京都セミコンダクター、松恵小学校、文京町いきいき体操、島松寿町町内会、島松幼稚園、グループホーム北のくから、恵み野南町内会、北恵庭駐屯地曹友会、(株)堀川、たよれーるきた、第39回全国都市緑化北海道フェア実行委員会事務局、(株)シンモク、北海道損害保険代理業協会千歳支部、年金受給者協会恵庭地区、幸町寿クラブ、桜町町内会女性部、柏陽町西町内会、(有)竹村物産、黄金南曙クラブ、ホクレン島松給油所、就労継続支援事業所グッジョブ恵庭、島松仲町お気楽サロン、日赤島松分団、島松郵便局、柏陽憩の家、えにわ市民プラザ・アイル、坂口水道設備(株)、北海道銀行恵庭支店、(株)ノースダイヤル

ペットボトルキャップの収集ボックスは、福祉会館、市役所、島松支所、恵み野出張所、総合体育館、市民会館に設置しております。
 リングプルの収集ボックスは福祉会館に設置しております。みなさまのご協力に感謝いたします。

日本赤十字社 国内災害義援金・海外救援金受付中

義援金名称	受付期間
令和4年7月大雨災害義援金(国内)	令和4年10月31日(月)まで
令和4年8月3日からの大雨災害義援金(国内)	令和5年3月31日(金)まで
ウクライナ人道的危機救援金(海外)	令和5年3月31日(金)まで

※いずれも福祉会館で受付しています。

2023カレンダーリサイクル市については
 次回の広報でお知らせいたします

